0 中間連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成十四年内閣府令第十二号)(第十一条関係)

	6 第四項の規定による中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を追ければならない。5 前項の規定による中間連結財務諸表は、日本語をもって記載しなる。	いる用語、様式及び作成方法によることができる。いる用語、様式及び作成方法によることができる。て指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請さ	日に終了する中間連結会計期間までの間、金融庁長官が必要と認め連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、平成二十七年九月三十	則第八十七条の規定の適用を受けるものを除く。)の提出する中間を改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規	つりませれらいまつ目にいていました。	対務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正す 表を法の規定により提出している中間連結財務諸表提出会社 (連結	行日	1~3 (略) 附 則	改正案
	(新設)			び作成方法によることができる。の間、兼中間連結財務諸表規則第八十一条に規定する用語、様式及	` 提 #	間連結財務諸表規則第八十一条の規定の適用を受けるものを除く。表を法の規定により提出している中間連結財務諸表提出会社 (新中	行日	1~3 (略) 附 則	現